

車両共済

車両共済(一般自動車保険の車両保険)のご案内

えっ!!

自動車共済に加入していても、
車両共済(保険)って
加入する必要があるの?



ご加入の**自動車共済**は、

事故の**相手方への賠償責任**(対人・対物)と、

ご自身のケガを補償するもので、

大切なマイカーを補償するものではないんだ!

車両共済(保険)は、
自動車共済とは
別に加入する
必要があるんだよ!



お見積りは無料です。

いますぐお見積りをご請求ください。

新規のご契約をいただいた方には粗品をプレゼントします。

配布期間

保険始期 2025年1月1日～2025年12月31日

町村生協の自動車共済加入のマイカーが過去3年間以上無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、**9等級(44%割引)・事故有期間0年からスタート**します。また、集团扱契約は、一般契約の保険料に比べ、**5%※の割引**が適用されています。

他社からの切替の場合、等級の引き継ぎができます。

※分割払(月払)で支払方法がクレジットカード払の契約の場合、およびノンフリート多数割引を適用した分割払(長期月払)の契約の場合は一般契約の時点で上記の割引の一部または全部が適用されているため、上記の割引率とは異なります。以降の記載も同様です。

町村生協「自動車共済」と上乗せ「車両共済(保険)」との関係

- 車両共済(保険)制度は、全国町村職員生活協同組合と引受保険会社損害保険ジャパン(株)とが提携して開発した、町村生協組合員のための制度です。
- 車両共済(保険)は、損害保険ジャパン(株)の商品(一般自動車保険の車両保険)です。保険についてのご説明、保険料見積、契約締結等は、取扱代理店(株)千里(ちさと)が行います。
- 車両共済(保険)は、対人賠償・対物賠償等を補償する町村生協の自動車共済とは別々に加入するもので、ご自身のお車の損害を補償する制度です。

ご注意 車両共済の保険料は自動車共済の保険料とは別々にお支払いいただきます。

自動車本体の補償を希望する場合は、 車両共済(保険)の加入を検討してください。

自動車共済

相手への賠償(人・物の損害)

対人賠償

自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



対物賠償

自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合の補償



搭乗中のお怪我

限定搭乗者傷害

ご契約の自動車に搭乗中の共済契約者、その配偶者及び一定の親族が死亡したり傷害を被った場合の補償



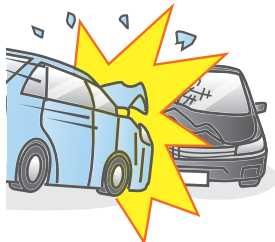
※自動車共済には、自動車本体の補償はありません。

車両共済(保険)

他車との事故による自車の修理費は?

他車との衝突、接触

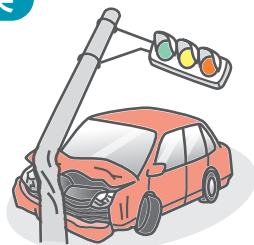
お客様に過失があれば、その過失分における修理費用は、対物賠償では対象外です。車両共済の加入がなければ自己負担です。



自動車以外の物との衝突などの修理費は?

自動車以外の物との衝突

自動車以外の物との衝突などの車単独事故の場合、修理費は、車両共済の加入がなければ自己負担です。



自然災害も車両共済(保険)の補償対象です。

豪雨・台風による被害

運転中の冠水、水没、風害によるお車の損害が増えています。(注)また、特約をセットすることにより、地震・噴火・津波による損害も補償対象となります。(右ページの補償の概要をご確認ください。)



安全運転でも避けられない事故があります。

あて逃げ、盗難、飛び石

買い物が終わり、駐車場に戻ったらこすられた跡が…、夜間に盗難されたら…というケースもあります。



車両共済(保険)はあなたの愛車を守ります。

全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方が加入できます。

車両共済(保険)

突然の事故・大切なお車に万全な補償を!

事故などによるご契約の自動車への損害は想像以上に高額となります。

補償の概要

盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

事故例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	あて逃げ	動物との衝突	盗難	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	落書・いたずら	物の飛来・落下	電柱・ガードレールに衝突	自転車との衝突・接触	墜落・転覆	地震・噴火・津波	故障
ご契約タイプ													
一般条件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	オプション※4	オプション※5
車対車・限定危険※1	○	○	○※3	○	○	○	○	○	×	×	×	オプション※4	オプション※5
限定危険※2	×	×	○※3	○	○	○	○	○	×	×	×	オプション※4	オプション※5

※1「車対車事故・限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。

※2「車両限定危険特約」をセットした車両保険をいいます。

※3 人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。

※4「地震・噴火・津波車両全損時一時金特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、一時金をお支払いします。

※5「故障運搬時車両損害特約」をセットすることにより、ご契約の自動車に損害が生じ所定の状態になった場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 (修理できない場合、 または修理費が車両保険金額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額(協定保険価額)をお支払いします。 また、全損時諸費用保険金として、車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。
分損の場合 (全損以外の場合)	損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。

ご注意 ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用について、セットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。

ご契約方法

ご契約にあたっては、ご契約の自動車の車両保険金額および自己負担額をお決めいただきます。

1 車両保険金額

ご契約の自動車の用途車種、車名、型式、仕様および初度登録年月(または初度検査年月)をご確認いただき、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の価格を基準として、車両保険金額を5万円単位でお決めいただけます。

2 自己負担額

車両共済(保険)の自己負担額のパターンを右表の中から選びいただけます。
※右表パターン以外はお選びいただけません。

定額方式(事故回数にかかわらず)
0万円
5万円

保険金をお支払いできない主な場合

- 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害
- ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
- ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害
- ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、よけ、さび、その他の自然消耗
- 故障損害
- 付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。)
- タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。)
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
- 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害

弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。

■被害事故弁護士費用保険金

日常生活における偶然な事故(自動車事故を含みます。)により被保険者がケガなどをされた場合や自らの財物(自動車、家屋など)を壊された場合※1に、相手の方に法律上の損害賠償請求をするために支出された弁護士費用や、弁護士などへの法律相談・書類作成費用などを保険金としてお支払いします。

●保険金額

被害事故弁護士費用保険金 …… 1事故1被保険者につき300万円限度
被害事故法律相談・書類作成費用保険金 …… 1事故1被保険者につき10万円限度

■刑事弁護士費用保険金

自動車を運転中の事故などにより、被保険者が他人にケガなどをさせた場合に、刑事事件(少年事件を含みます。)の対応を行うために支出された弁護士費用※2や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いします。

●保険金額

刑事弁護士費用保険金 …… 1事故1被保険者につき150万円限度
刑事法律相談費用保険金 …… 1事故1被保険者につき10万円限度

※1 業務に使用する財物については、自動車の被害事故および自動車の積載動産に対する所定の被害事故にかぎります。

※2 相手の方が死亡された場合または被保険者が逮捕もしくは起訴された場合にかぎります。

- ご注意**
- お支払いの対象となる費用の認定は、約款に定める「弁護士費用保険金算定基準」に従い損保ジャパンが行います。弁護士費用等の合計額が保険金額(被害事故弁護士費用の場合は300万円、刑事弁護士費用の場合は150万円。)以内の場合であっても、着手金・報酬金等の項目ごとの支払限度額を超える金額については、自己負担になります。
 - 弁護士などへ委任を行う場合は、その委任契約の内容が記載された書面の提出により、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ることが必要となります。

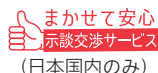
個人賠償責任特約

日本国内、国外を問わず、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが日常生活における偶然な事故(例:自転車運転中の事故 など※)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合、または誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合に、法律上の損害賠償責任の額について、保険金をお支払いする特約です。

※自動車運転中の事故等を除きます。

●保険金額

日本国内で発生した事故 無制限
日本国外で発生した事故 1事故につき1億円



故障運搬時車両損害特約

ご契約の自動車が故障により走行不能※となり、レッカーけん引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。
※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

- ご注意**
- この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - 車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
 - 次の自動車を対象としたご契約でないこと
 - レンタカー ・教習用自動車 ・構内専用車 ・改造車
 - 並行輸入車 ・外務省登録自動車
 - 記名被保険者が個人であること
 - ノンフリート契約であること
 - ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること
 - ご契約の自動車が走行不能となり、レッカーけん引することについて、あらかじめ損保ジャパンの承認を得る必要があります。
 - 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
 - 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
 - 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。

弁護士費用特約(自動車事故限定型)

「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」の被害事故弁護士費用保険金および被害事故法律相談・書類作成費用保険金をお支払いする場合を、自動車事故に限定した特約です。

ご注意 「弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)」と同時にセットすることはできません。

代車等諸費用特約(事故時30日型)

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能※1となり、レッカーけん引された場合※2に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引あり		レッカーけん引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×

代車費用※3	1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数※4を乗じた額を限度とします。
宿泊費用	1事故1被保険者につき1万円限度
移動費用	1事故1被保険者につき2万円限度※5
引取費用※6	1事故につき15万円限度

- ※1 事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に救急搬送されたことにより、その運転者のご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。
- ※2 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。
- ※3 修理などでご契約の自動車を使えない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内にかぎります。
- ※4 「代車等諸費用特約(事故時30日型)」をセットした場合は30日(故障損害により走行不能となった場合は15日)を限度とします。
- ※5 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。
- ※6 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費にかぎりお支払いの対象となります。

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として50万円(車両保険金額が50万円を下回る場合はその金額とします。)をお支払いする特約です。

車両新価特約

ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上※となった場合、実際にかかる自動車の再取得費用(車両本体価格+付属品+消費税)または修理費について、新車価格相当額を限度にお支払いする特約です。

また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時諸費用保険金をお支払いします。

再取得の場合は新車価格相当額※の20%(40万円限度)または20万円のいずれか高い額。それ以外の場合は新車価格相当額※の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額。

※フレームやエンジンなど内外装・外販部品以外の部分に著しい損害が無い場合はお支払いの対象となりません。

- ご注意**
- 盗難による損害はこの特約の対象外です(盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。)
 - 新車価格相当額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎります。
 - この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
 - この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - 一部の自動車(レンタカーや教習用自動車など)を対象とするご契約ではないこと。
 - 車両保険を適用した自家用8車種のご契約であること。
 - 車両保険金額(ご契約期間が1年を超える場合は、最終年度の車両保険金額)が新車価格相当額の50%以上の金額であること。

車両全損時復旧費用特約

ご契約の自動車全損になった場合、実際にかかる自動車の再取得費用（車両本体価格＋付属品＋消費税）または修理費等について、復旧費用限度額※を限度にお支払いする特約です。また、所定の要件を満たす場合は、次の再取得時等諸費用保険金をお支払いします。

再取得の場合は復旧費用限度額※の20%（40万円限度）または20万円のいずれか高い額。それ以外の場合は復旧費用限度額※の10%（20万円限度）または10万円のいずれか高い額。

※車両保険金額の2倍または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

- ご注意**
- 盗難による損害はこの特約の対象外です（盗難後にご契約の自動車が発見された場合は対象となります。）。
 - 復旧費用限度額を限度に保険金をお支払いするのは、事故発生日の翌日から起算して1年以内に代替の自動車を再取得またはご契約の自動車を修理された場合にかぎりです。
 - この特約により保険金をお支払いする場合は、全損時諸費用保険金はお支払いしません。
 - この特約は、次の条件をすべて満たす場合にかぎり、セットすることができます。
 - 一部の自動車（レンタカーや教習用自動車など）を対象とするご契約ではないこと。
 - 車両保険を適用した自家用8車種のご契約であること。
 - 車両保険金額（ご契約期間が1年を超える場合は、初年度の車両保険金額）が新車価格相当額の50%未満の金額であること。

充実の補償とサービスが備わったロードアシスタンス

すべてのご契約が対象となります。

ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能※となった場合に、ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。ロードアシスタンス業者を手配し、レッカーけん引や30分程度の応急処置などをご利用いただけます。

※「走行不能」とは、自力で走行できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。また、事故が生じた時のご契約の自動車の運転者が病院または診療所に緊急搬送されたことにより、その運転者がご契約の自動車を移動させることができない状態を含みます。

ご注意 雪道、泥道、砂浜などによるタイヤのスタック（空回り）やスリップなど単に走行が困難なトラブルの場合は補償・サービスの対象となりません。

ロードアシスタンス専用デスク

24時間365日サポート体制！

365日 110番
0120-365-110

おかけ間違いにご注意ください。

次のサービスをご利用いただくためにはロードアシスタンス専用デスクへの事前連絡が必要です。

- 損保ジャパン指定の修理工場などへの限度額無制限のレッカーけん引サービス（この特約の限度額15万円は適用しません。）
- 燃料切れ時の給油サービス
- 鍵の紛失時のロードアシスタンスサービス
- JAF会員向け優遇サービス

「ロードアシスタンス特約」、「代車等諸費用特約（事故時30日型）」の補償の対象となる費用については、保険金としてお支払いします。

 レッカーけん引	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、レッカーによるけん引を行います。 ◆ 15万円に相当するレッカーけん引距離の目安は、大手会員制ロードアシスタンス業者で普通乗用車をレッカーけん引する場合、約150km（基本料金・作業料金1時間程度を含みます。）となります（ロードアシスタンス業者、車種により異なる場合があります。）。 ◆ 電気自動車が電池切れとなった場合や、燃料電池自動車等の所定の場所以外での補給が困難な燃料のみにより走行する自動車が燃料切れとなった場合は、充電または燃料補給が可能な場所までレッカーけん引を行います。なお、ガソリンまたは軽油の燃料切れはレッカーけん引の対象外となります。	1事故につき 15万円限度 ご注意 応急処置費用と合算の限度額となります。
 応急処置 30分程度	ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。 主な事例 - バッテリー上がり時のジャンピング - キー閉じこみ時の鍵開け - パンク時のスペアタイヤ交換 - 落輪した場合の引上げ ご注意 1. 現場にて30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料となる場合があります。 2. JAF会員以外の場合は、部品代や消耗品代は有料となります。	1事故につき 15万円限度 ご注意 レッカーけん引費用と合算の限度額となります。
 燃料切れ時の給油サービス 10ℓ	ご契約の自動車が燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。 JAF会員の皆さまは、1保険年度につき2回まで対象！ ご注意 1. 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。 2. JAF会員以外の場合は、1保険年度につき1回にかぎり対象となります。	1回につき 最大10リットルまで無料



宿泊移動サポート（オプション）

「代車等諸費用特約（事故時30日型）」をセットすると、ご契約の自動車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合※に、宿泊・移動費用も補償し、宿泊施設の手配等のサポートもいたします。

※法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

宿泊費用	ホテル等の有償の宿泊施設に臨時に宿泊せざるを得ない場合に要した1泊分の客室料をお支払いします。	1事故1被保険者につき 1万円限度
移動費用	ご契約の自動車が走行不能となった地または入庫した修理工場等から、出発地、居住地または当面の目的地へ合理的な経路および方法で被保険者が移動するために要した費用をお支払いします。	1事故1被保険者につき 2万円限度

詳しくは「ご契約のしおり（約款）」に記載の「ロードアシスタンス利用規約」をご確認ください。

割安!充実の補償を安い保険料でご提供します。

保険料 自動車共済で過去3年間以上無事故の場合、**44%割引**

自動車共済で過去3年間以上無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、
9等級(44%割引)・事故有期間0年からスタートすることができます。
 また、集団扱契約は、一般契約の保険料に比べ、**5%の割引**が適用されています。

(注1) お車ごとの無事故実績に基づいて等級を決定します。
 (注2) 他社からの移行の場合は、他社の等級を継承します。(一部、引き継ぎできない共済があります。)
 (注3) 等級継承が可能な期間は、前契約の解約日または満了日の翌日から起算して7日以内となります。



ノンフリート等級別料率制度

所有・使用する自動車の総契約台数が9台以下(ノンフリート契約者)の場合は、1等級～20等級の区分、事故有係数適用期間により保険料が割引・割増されるノンフリート等級別料率制度を採用しています。

ご注意 ノンフリート等級別料率制度や割増率は将来変更となる場合があります。

1. 新たにご契約される場合

6(S)等級となります。2台目以降の自動車について新たに自動車保険を契約される場合で、複数所有新規割引(セカンドカー割引)の適用条件をすべて満たすときは、7(S)等級からスタートします。また、事故有係数適用期間は0年となります。

等級	割増引率
6(S)	3%割増
7(S)	38%割引

◆複数所有新規割引(セカンドカー割引)

自家用8車種の自動車を11等級以上でご契約されている方が、2台目以降の自動車(自家用8車種)を新たにご契約される場合で一定の条件を満たすときは、7(S)等級となり、上表の割増引率が適用されます。

新たにご契約される2台目以降のご契約の記名被保険者・車両所有者がいずれも個人であり、かつ次の表に該当することが条件となります。

記名被保険者	車両所有者
●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族	●1台目のご契約の車両所有者 ●1台目のご契約の記名被保険者 ●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者 ●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居のご親族

◆適用する割増引率について

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。

事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

〈等級・割増引率表〉

等級	割増率(%)				割引率(%)															
	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
事故有	108	63	38	7	2	13	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

1年間事故がなかった場合は、翌年の等級は1等級上がります。事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、**事故件数1件につき3等級下がり**ます。ただし、火災・盗難・台風・とび石・いたずら・故障などによる車両単独事故については、翌年度の等級は1等級下がります。

車両共済(保険)ご加入後に自動車共済の共済金が支払われた場合でも、車両共済(保険)の保険金支払いがない場合には、等級は下がりません。

ご注意 等級別料率制度や割増引率は将来変更となる場合があります。

◆事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

ノンフリート等級別料率制度(続き)

等級と事故有係数適用期間の例

(例)20等級で3等級ダウン事故が1件起こった場合

	現在の契約	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
「無事故」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)	20等級(0年)				20等級(0年)	
「事故有」の割増引率を適用(事故有係数適用期間)		17等級(3年)	18等級(2年)	19等級(1年)		

2. 事故件数の数え方

等級別料率制度において事故があった場合は、以下の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

(1) 1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは下記の①と②のすべてを満たす事故です。

- ① 下記の事故であること。 ② 事故発生の原因が下記のいずれかに該当する事故であること。

車両保険事故	+	a. 火災または爆発(飛来中または落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。) b. 盗難 c. 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 d. 台風、竜巻、洪水または高潮 e. 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。) ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害 イ. ご契約の自動車と他の自動車との衝突または接触によって生じた損害 ウ. 被保険者の行為によって生じた損害 エ. ご契約の自動車を滅失、破損または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害 f. 飛来中または落下中の他物との衝突 g. 故障(故障運搬時車両損害特約の保険金のみを支払う場合に限ります。) h. a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)
--------	---	--

(2) 3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱いいます。

(3) ノーカウント事故

地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故、代車等諸費用特約(事故時30日型)事故、弁護士費用特約(自動車事故限定型)事故・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)事故、個人賠償責任特約事故、無過失事故の特則、車両保険の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故およびロードアシスタンス特約事故にて保険金をお支払いした場合等は「ノーカウント事故」とし事故件数として取り扱いません。

記名被保険者年齢別料率制度

記名被保険者が個人で、運転者の年齢条件が26歳以上補償の条件のご契約には、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を設けています。「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。

年齢条件区分	記名被保険者年齢区分	年齢条件区分	記名被保険者年齢区分
全年齢補償	—	26歳以上補償	29歳以下
21歳以上補償			30歳～39歳
年齢条件対象外車種			40歳～49歳
			50歳～59歳
			60歳～69歳
			70歳以上

同一の年齢条件区分であっても、記名被保険者の年齢により、保険料が異なります。

ご注意 記名被保険者年齢別料率は保険料算出のための区分であり、補償の対象となる運転者の範囲を制限するものではありません。

ご契約条件の設定・各種割引|制度のご説明

車両共済(保険)は運転者限定および運転者年齢条件によって保険料が決まります。

自動車を運転される方は？

1. 運転者の範囲をご確認ください。

○…補償の対象 ×…補償の対象外

運転者限定特約	運転者の範囲			
	① 記名被保険者※	② ①の配偶者	③ ①または②の同居のご親族	④ ①～③以外の方
なし	○	○	○	○
本人・配偶者限定	○	○	×	×

運転者年齢条件特約	運転者年齢条件を適用します。	運転者年齢条件を適用しません。
-----------	----------------	-----------------

※記名被保険者は主に車を運転する人です。但し、組合員本人・配偶者・同居のご親族・別居の扶養親族のみのお引受になります。

2. 運転者の年齢条件をお選びください。

年齢条件を適用する方のうち、最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。

◆運転者の年齢条件

全年齢補償	21歳以上補償	26歳以上補償
-------	---------	---------

「貨物自動車」は年齢条件対象外です。「限定危険」は「全年齢」のみです。

■運転者限定特約

「運転者限定特約(本人・配偶者)」をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかざり、保険金をお支払いします。運転される方を限定することで、保険料が割引になります。限定運転者以外の方が運転中に発生した事故は保険金がお支払いできません。

ご注意 ご契約の自動車の用途車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)にかざりセットできます。「限定危険」には運転者限定割引は適用しません。

運転者限定の種類

限定する範囲	割引率
本人・配偶者限定	約5%

お客さまの自動車・ご契約条件に合わせて割引が適用されます。

新車割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から右表の期間の場合は、「新車割引」として保険料を割引きます。

自家用普通乗用車および自家用小型乗用車

期間※1	等級	割引率
		車両
25か月以内	6(S)※2	31%
	上記以外	8%
26か月～49か月	6(S)※2	22%
	上記以外	6%

自家用軽四輪乗用車

期間※1	等級	割引率
		車両
25か月以内	6(S)※2	27%
	上記以外	2%
26か月～49か月	6(S)※2	16%
	上記以外	2%

※1 初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して、ご契約期間の初日の属する月までの期間をいいます。

※2 事故有係数適用期間が0年の場合に適用します。

ご注意 6(S)に対する割引率は初年度のみ適用します。

損保ジャパンでは初度登録年月(または初度検査年月)からの経過月数が26～49か月の自動車をお持ちのお客さまにも、「新車割引」が適用されます！

エコカー割引 3%割引

ご契約の自動車が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)の電気自動車、ハイブリッド自動車または圧縮天然ガス自動車(CNG車)で、ご契約期間の初日の属する月が自動車検査証などに記載の初度登録年月(または初度検査年月)から13か月以内の場合は、「エコカー割引」として保険料を割引きます。

ご注意 福祉車両割引と重ねて適用することはできません。エコカー割引と福祉車両割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

福祉車両割引 3%割引

ご契約の自動車が「車いす移動車」などの消費税が非課税となる「福祉車両」である場合は、「福祉車両割引」として保険料を割引きます。

ご注意 エコカー割引と重ねて適用することはできません。福祉車両割引とエコカー割引の適用条件をいずれも満たす場合は福祉車両割引(3%)を適用します。

ASV割引 9%割引

ご契約の自動車がAEB(衝突被害軽減ブレーキ)を装備している自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)である場合は、「ASV割引」として保険料を割引きます。なお、ご契約期間の初日にご契約の自動車の型式に対応する割引適用終了日以前であるときにかざり、この割引を適用します。割引適用終了日はその型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。

ご注意 型式ごとの損害率に応じた料率クラスを適用しない一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

ご契約時にご注意いただきたいこと(告知事項)

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

ご契約の自動車について

●用途車種(「自家用」「営業用」などの用途の別、「小型乗用車」「普通乗用車」などの車種の別、最大積載量の別など) ●車名 ●型式 ●初度登録年月(または初度検査年月) ●登録番号 ●車台番号 ●所有者 ●電気自動車、ハイブリッド自動車かどうか ●福祉車両かどうか など



記名被保険者について

●氏名
●生年月日
●契約者との続柄 など



その他

●前契約および前々契約の保険会社名、証券番号、事故の有無・件数
●過去1年間に保険会社から解除を受けたことがあるかどうか

など



ご契約後にご注意いただきたいこと(通知事項など)

ご契約後に、次の事例のようにご契約内容が変更になる場合や、ご契約条件の変更を希望される場合は、取扱代理店(株式会社千里(ちさと))までご連絡ください。ご連絡の内容によっては、保険料が変更になることがあります。

自動車の変更※1

新しく自動車を買って替えた。

買い替え前の自動車と買い替え後の自動車の用途車種が同一グループであるなどの一定の条件のもとで、現在のご契約条件を新しい自動車に引き継ぐことができます。

車両保険金額の変更※1

新しくカーナビを買って、自動車に取り付けた。

付属品の取付け、取外しなどにより、自動車の価額が変わる場合は、車両保険の保険金額の見直しのお手続きが必要となります。

運転者年齢条件の変更※1

息子も免許を取って家の自動車に乗るようになった。

同居のお子さまの年齢がご契約の年齢条件を満たさない場合は、年齢条件の変更のお手続きが必要となります。

用途車種、登録番号の変更※2

自動車の用途車種が変わった。

お引越いや用途の変更などで用途車種や登録番号が変わる場合は、お手続きが必要となります。

記名被保険者の変更※1

自動車を娘に譲り、私は乗らなくなった。

自動車を主に使用される方が変わる場合は、記名被保険者変更のお手続きが必要となります。

ご注意 年齢条件の設定をしているご契約の場合は、補償される運転者の範囲を変更する必要があるかご確認ください。
また、補償によっては、被保険者の範囲が変わる場合もありますので、あわせてご確認ください。

前契約・前々契約の事故件数の変更※2

契約時に告知した前契約の事故件数に変更があった。

前契約または前々契約の事故の有無・件数などが変更になった場合は、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となることがありますので、お手続きが必要となります。

解約

自動車を運転することがなくなり、補償がいらなくなった。

車両共済(保険)、自動車共済それぞれの解約手続きが必要です。

車両共済(保険)の補償がいらなくなった。

車両共済(保険)のみの解約手続きが必要です。

前契約の解除

前契約が解除になった。

前契約が解除になった場合など、ご契約に適用している等級および事故有係数適用期間が変更となる事実が発生したときは、お手続きが必要となります。

ご住所の変更

引越しをした。

ご住所を変更された場合は、所定のお手続きが必要となります。

※1 あらかじめご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないなどお客さまに不利益が生じることがあります。
※2 ご契約者または被保険者には、これら通知事項に変更が生じた場合に遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡いただく義務があります。通知事項の変更について遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡いただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。また、ご契約が解除された場合は、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

その他にご注意いただきたいこと

①ご契約いただける方	●町村協の自動車共済に加入されている方。 (注)自動車共済の加入条件の詳細につきましては、あなたの町のご担当の方、または組合の支部(町村会)におたずねください。
②ご契約いただける自動車	●全国町村職員生活協同組合の自動車共済契約対象車両。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、原付自転車、別居の扶養されていない親族が主に使用する自動車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両についてはお問い合わせください。
③等級 ⇒P.5・P.6	●町村協の自動車共済加入のマイカーが過去3年間無事故で、今回新たに車両共済(保険)に加入する場合、9等級(44%割引)からスタートすることができます。町村協自動車共済と同時に新規で加入する場合には、6(S)等級が適用されます。また車両共済(保険)ご加入後に、自動車共済の共済金が支払われた場合でも、車両共済(保険)の保険金支払いがない場合には、等級は下がりにません。 (注1)お車ごとの無事故実績に基づいて等級を決定します。 (注2)他社からの移行の場合は、他社の等級を継承します。
④保険料のお支払方法	●以下のいずれかのお支払方法をご選択ください。 「口座振替一括払」、「口座振替・月払」 集団扱契約は、一般契約の保険料に比べ、5%の割引が適用されています。
⑤保険料振替日	●補償開始日から3か月後の27日に、ご指定口座から口座振替します。(月払の場合は、以降毎月口座振替となります。) (※)金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
⑥契約後のお問い合わせや変更手続きについて⇒P.14	●車両共済(保険)と自動車共済はそれぞれ別のご契約です。お問い合わせやご連絡、変更手続き等をお取りいただく際は、それぞれのご契約に対してのお手続きが必要になります。車両共済(保険)については、取扱代理店 千里(ちさと)までご連絡ください。

⑦事故が起こった場合	●最寄りの警察へ届け出をした後すみやかに、損保ジャパンまでご連絡ください。0120-256-110 ●次の場合は必ず事前に損保ジャパン、または町村生協の事故担当者にご相談ください。 ・事故にあった自動車を修理するとき ・相手方と示談するとき ●損保ジャパンが承認する前に修理に着手された場合や、相手方と示談された場合などは、保険金の一部または全部をお支払いできないことがあります。
⑧満期更新について (自動更新)	●満期月のおよそ2か月前に、ご自宅宛に満期案内書類一式をご送付します。 ●そのままご継続されるご予約の方でも必ずご開封いただき、商品改定の有無やご案内の内容をご確認のうえ、更新の可否についてご検討ください。 ●契約更新は「安心更新サポート特約」による自動更新を行いますので、解約や「継続しない」「内容を変更したい」旨のご連絡がないかぎり、原則ご案内の内容にて更新されます。 (注)一部対象外となるご契約があります。

★車両共済(保険)は、損保ジャパンの商品(車両保険)です。★全国町村職員生活協同組合は、損保ジャパンとの保険料集金に関する契約書(集団扱)に基づき、集金事務等の業務を行っています。集金代行会社は(株)オリエントコーポレーション(オリコ)となります。★保険証券(継続証)は大切に保管してください。

「車両共済(保険)」の主な補償内容 – お支払いする保険金および費用保険金のご説明 –

基本項目・特約	補償内容			
車両保険	盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して車両保険金をお支払いします。 車両保険金 ●全損の場合(修理できない場合、または修理費が車両保険金額以上となる場合) ご契約時にお決めいただいた自動車の車両保険金額をお支払いします。 ●分損の場合(全損以外の場合) 損害額から自己負担額を差し引いた金額をお支払いします。 (注1)車両保険金額が時価額を著しく超える場合は、時価額を車両保険金額とみなして車両保険金をお支払いします。 (注2)ご契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約の自動車が走行不能となった場合に必要な運搬費用、応急処置費用または引取費用など)を支出した場合は、その費用の実費を、1事故につき合計で15万円を限度に、車両保険金とは別にお支払いします。ただし、その費用についてセットされた特約の保険金が支払われる場合を除きます。			
	全損時諸費用保険金	全損の場合は、保険金とは別に車両保険金額の10%(20万円限度)または10万円のいずれか高い額をお支払いします。		
車対車事故・限定危険特約	相手自動車との衝突・接触および火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下、あて逃げ、動物との衝突などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合にかぎり車両保険金をお支払いする特約です。			
車両限定危険特約	火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下、動物との衝突などにより、ご契約の自動車に損害が生じた場合にかぎり車両保険金をお支払いする特約です。			
他車運転特約	借用中の自動車(自家用8車種にかぎります。以下同様とします。)を運転中※の事故について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、所定の保険金をお支払いする特約です。 ※駐車または停車中を除きます。 ご注意 1. 「借用中の自動車」には、記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。 2. 車両事故が補償の対象となる場合は、借用中の自動車の時価額を限度に保険金をお支払いします。 3. 借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。			
無過失事故の特則	次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。 ①相手自動車の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合 ②相手自動車との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合 ③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセス等に起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合 ④自動運転中に偶然な事故*が発生した場合 ※道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。 ご注意 1. ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故にかぎります。 ・「相手自動車」および「その運転者または所有者」が確認された事故 ・車両保険金のみをお支払いする事故。 2. ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発、盗難、台風・竜巻・洪水、落書・いたずら、物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。			
安心更新サポート特約 所定の条件を満たすご契約に必ずセットされます。	長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをすっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切れることのないように、ご契約を自動更新する機能がセットされています。 ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日(満期日)までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨のお申出がないかぎり、前年と同等条件*で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日(満期日)までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。 ※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただく場合があります。 ご注意 1. 記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種または車両保険の適用がない二輪自動車・一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車のご契約に必ずセットされます。 2. 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。 また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。			
		満期日	通知締切日	運用上の当社への通知締切日
		1日～15日	満期日	満期月の前月10日
		16日～末日		満期月の前月25日

任意加入の特約の補償内容については、P.3をご確認ください。

重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しております。**ご契約前に必ずご確認ください、お申し込みいただきますようお願いいたします。**なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、のマークに記載の項目も含め「ご契約のしおり（約款）」に記載されていますので、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>) でご確認ください。
なお、「ご契約のしおり（約款）」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店（千里（ちさと））または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注1）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。
（注2）所有・使用する自動車の総契約台数*が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要がありますので、該当する場合は、取扱代理店（千里（ちさと））または損保ジャパンまでお申し出ください。
※ 他の保険会社（共済を除きます。）で契約している自動車を含みます。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

用語	内容	用語	内容
き 記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券（または保険契約継続証）などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。ドライバークレジットの場合は、運転免許証（仮免許証を除きます。）をお持ちの方1名で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。	と 特約	普通保険約款の内容を補充・変更・削除・追加する内容を定めたものをいい、ご契約の内容により必ずセットされるもの（自動セット）と、ご希望によりセットできるもの（オプション）があります。
こ ご契約者 〔保険契約者〕	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券（または保険契約継続証）などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。	は 配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{※1} および同性パートナー ^{※2} を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
ご親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族のことをいいます。	ひ 被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
し 自家用8車種	次の用途車種をいいます。 ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）	ふ 普通保険約款	ご契約いただいた保険契約の標準的なご契約内容などを定めたものをいいます。
自己負担額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、ご契約者または被保険者に自己負担いただく額をいいます。	ほ 保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、保険会社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
と 同居	生活の本拠として同一家屋 [※] に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ※ 同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。） ・二世帯住宅で、建物内部で行き来ができず、各世帯の居住空間の区分が明確な場合	保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことをいいます。
		保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく金銭のことをいいます。
		み 未婚のお子さま	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。
		よ 用途車種	登録番号標、車両番号標または標識番号標上の分類番号、色等に基づき損保ジャパンが定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）ダンプ装置がある場合などは、自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。

契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

「約款とは」「SGPの補償内容」

SGP（一般自動車保険）の基本的な補償、必ずセットされる特約【自動セット】^{※1}、ご希望によりセットすることができる特約【オプション】は次のとおりです。

車
両
保
険

【オプション】

代車等諸費用特約（事故時30日型）

弁護士費用特約
（自動車事故限定型）
（日常生活・自動車事故型）

車両限定危険特約

個人賠償責任特約

車対車事故・
限定危険特約

車両新価特約

地震・噴火・津波
車両全損時一時金特約

故障運搬時車両損害特約

左記以外の
主な特約

【自動セット】

他車運転特約^{※2}

ロードアシスタンス特約

安心更新サポート特約

無過失事故の特則^{※3}

運転者範囲変更漏れ
サポート特約

※1 自動セットとは、ご契約時のお申し出にかかわらず、ご契約の内容により必ずセットされる特約（特則）をいいます。
※2 用途車種が自家用8車種の場合に必ずセットされます。
※3 一定の条件を満たすときは、次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

2. 基本となる補償および補償される運転者の範囲等 ㊦「SGP の補償内容」

- (1) 基本となる補償内容 契約概要 注意喚起情報
- 基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次のとおりです。

基本的な補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
お車の補償	車両保険	盗難や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品（カーナビゲーションシステム、ETC車載器など）のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害（火災を除きます。） ・タイヤの単独損害（火災・盗難を除きます。） ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害 ・地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害 ・ご契約の自動車を競技もしくは曲技（その練習を含みます。）のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 など

- (2) 自己負担額 注意喚起情報
- 車両保険は、自己負担額を設定することができます。
ご契約の自己負担額については、保険契約申込書などでご確認ください。

- (3) 保険金額の設定 契約概要
- 補償内容ごとの保険金額は、保険契約申込書などの保険金額欄でご確認ください。

- (4) 主な特約の概要 契約概要
- SGP の主な特約の概要は次のとおりです。

- 車対車事故・限定危険特約【オプション】
- 車両保険のお支払対象となる事故の範囲を限定する特約です。

〈車両保険のご契約タイプと補償範囲〉 ○…補償の対象 ×…補償の対象外

ご契約タイプ	事故例	ご契約の自動車以外の自動車との衝突	盗難	火災・台風・竜巻	いたずら・物の飛来	動物との衝突・接触	あて逃げ	単独事故
一般条件		○	○	○	○	○	○	○
車対車事故・限定危険		○	○	○	○	○*	○	×

※人との衝突または接触によって生じた損害は補償されません。

- 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約【オプション】
- 地震・噴火・津波により、ご契約の自動車のフレーム、サスペンション、原動機などに所定の損害が生じた場合やご契約の自動車が流失または埋没し発見されなかった場合、運転席の座面を超えて浸水した場合などに、地震・噴火・津波車両全損時一時金として 50 万円（車両保険金額が 50 万円を下回る場合はその金額とします。）をお支払いする特約です。
（注）この特約の保険金をお支払いした場合であっても、ご契約の自動車の所有権は損保ジャパンに移転しません。

- (5) 主な付帯サービス 契約概要 ㊦「ロードアシスタンス利用規約」
- ロードアシスタンスのサービスメニューとして「レッカーけん引」、「応急処置」、「宿泊移動サポート」、「燃料切れ時の給油サービス」をご利用いただけます。なお、「宿泊移動サポート」は代車等諸費用特約（事故時30日型）がセットされているご契約にかぎり対象となります。

- (6) 補償の対象となる運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報 ㊦「運転車の範囲」
- 補償の対象となる運転者は「運転者限定特約」、「運転者年齢条件特約」により、範囲を限定することができます。
ご契約の自動車を運転される方の範囲にあわせて、補償の対象となる運転者の範囲を設定してください。

- 運転者限定特約
- 「運転者限定特約（本人・配偶者限定）」をセットし運転する方を限定した場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。
- 運転者年齢条件特約
- 運転者年齢条件（21 歳以上補償、26 歳以上補償）を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。

- (7) ご契約期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報
- ご契約期間は 1 年間です。ご契約による補償は、ご契約期間の初日の午後 4 時（保険契約申込書などにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始し、満了する日の午後 4 時に終了します。

3. 保険料の主な決定の仕組みと支払方法等 ㊦「保険料の主な決定要素と払込方法・支払方法等」

- (1) 保険料の決定の仕組み 契約概要
- 保険料は補償内容、運転者の範囲、ご契約の自動車の用途車種のほかに、主に次の要素により決定されます。

等級別料率制度	・ 1 等級～ 20 等級の区分、事故有係数適用期間*により保険料が割引・割増される制度を採用しています。 ・ 車両共済（車両保険）を初めてご契約いただく時は、自動車共済のお車ごとの無事故の実績により等級を決定します。 例 1：自動車共済で過去 3 年間に無事故で、今回新たに車両共済（保険）に加入する場合、9 等級（44％割引）・事故有期間 0 年からスタートすることができます。 例 2：他社からの移行の場合は、他社の等級を継承します。 （注）車両共済（車両保険）の補償開始日以前に自動車共済で事故が発生した場合は、あらかじめ事故による等級の減算を考慮した等級（現行係数）を適用します。また、事故発生後初めて車両共済をご契約いただく場合には、あらかじめ事故による等級を減算したうえで、事故有係数を適用します。			
記名被保険者年齢別料率	「記名被保険者を個人、かつ運転者年齢条件を 26 歳以上補償に設定している場合」は、記名被保険者の年齢に応じた料率区分を適用します。「ご契約期間の初日における記名被保険者年齢」に基づき料率区分を適用します。なお、ご契約期間の途中で記名被保険者を別の方に変更する場合は、「変更日時点での新記名被保険者の年齢」による料率区分を適用します。			
型式別料率クラス制度	自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（普通・小型は 1～17 クラス、軽四輪は 1～7 クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身に事故がなく、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。			
各種割引	ご契約の自動車・ご契約条件によって、割引が適用されます。			
	新車割引	エコカー割引	福祉車両割引 複数所有新規割引 （セカンドカー割引）	ASV 割引

* 事故があった場合に「事故有」の割増率を適用する期間（ご契約期間の初日における残りの適用年数）を示すものとして保険契約ごとに設定します。事故有係数適用期間が 0 年の場合は「無事故」の割増率、事故有係数適用期間が 1 年～6 年の場合は「事故有」の割増率を適用します。

(2) 保険料の支払方法・払込期日 **契約概要** **注意喚起情報**
保険料は、保険始期日から3か月後の27日に、ご指定口座から口座振替します。(分割払の場合は、以降毎月口座振替となります。) 車両共済(保険)の保険期間は1年間です。満期月の2か月前に、満期案内をお送りします。更新を希望されない場合や、更新後の契約条件の変更をご希望の場合には、取扱代理店(千里(ちさと))までご連絡ください。

(3) 保険料の不払い時の取扱い **注意喚起情報**
払込猶予期間(保険料のお支払いがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の末日までの期間)中に所定の保険料(分割払の場合は分割保険料)のお支払いがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故(初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故)に対しては保険金をお支払いできません*。
また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。
(注) 団体扱、集団扱などのご契約は上記と取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※ 前契約の安心更新サポート特約の定めにより締結された継続契約で、所定の条件を満たす場合は取扱いが異なります。

4. 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**

下表の特約がセットされたご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。
(注) 1契約のみに特約をセットした場合、廃車等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例(2台目以降の自動車保険の補償の場合を含みます。)
個人賠償責任特約	2台目以降の自動車保険、火災保険、傷害保険の個人賠償責任特約など
弁護士費用特約(自動車事故限定型) 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約(自動車事故限定型)または弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)、傷害保険の弁護士費用特約など

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務(保険契約申込書等の記載上の注意事項) **注意喚起情報**

ご契約者または記名被保険者(車両保険の補償を受けられる方を含みます。)には、ご契約時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。告知事項については、保険契約申込書などにおいて★印または☆印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【主な告知事項】  「告知義務と告知事項」

記名被保険者・生年月日	ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。また、記名被保険者の生年月日もお知らせください。記名被保険者の年齢によって、保険料が異なる場合があります。
前契約の有無、事故の有無・件数	ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険契約*が締結されていた場合やそのご契約期間中に事故があった場合はお知らせください。等級および事故有係数適用期間を決めるための要素となります。 ※ 損保ジャパン以外の保険会社の自動車保険契約、またはJA共済、全労済、全自共などの一部の自動車共済契約を含みます。

2. クーリングオフ(クーリングオフ説明書) **注意喚起情報**

車両共済(保険)は保険期間が1年以内のご契約なので、クーリングオフ対象外契約となります。

契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 **注意喚起情報**

ご契約者または被保険者には、通知事項に変更が生じた場合に遅滞なくご連絡をいただく義務があります。通知事項については、保険契約申込書などにおいて★印をつけていますので、変更の通知漏れがないように十分ご注意ください。
通知事項の変更について遅滞なくご連絡いただけない場合またはお手続き(変更手続き書類のご提出および追加保険料のお支払いなど)いただけない場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【通知事項】  「通知義務と通知事項」「通知事項以外の変更を行う場合」

- ご契約の自動車の登録番号、用途車種
- ご契約の自動車の装置等(AEB装置*の有無・電気自動車・ハイブリット自動車・福祉車両)
- 前契約の事故の有無・件数

※ 衝突被害軽減ブレーキ装置をいいます。

また、ご契約後、次の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更が必要となりますので取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでご連絡ください。

- ご契約者または記名被保険者の住所、氏名(名称)が変更となる場合*
- 保険金額の増額や特約をセットするなど、ご契約条件の変更を希望する場合
- 次の理由などにより、運転者限定特約の種類や運転者年齢条件が変更となる場合
 - ・ご家族の転居やご結婚などにより運転者の範囲が変更になる場合
 - ・運転者限定特約により限定した範囲外の方または運転者年齢条件を満たさない方がご契約の自動車を運転される場合
 - ・ご契約の自動車を運転される最も若い方が誕生日を迎えられた場合
- 自動車の改造、付属品の装着・取り外しなどによりご契約の自動車の価額が変わるとき
- ご契約の自動車を譲渡する場合
- 買い替えなどにより、ご契約の自動車が変更となる場合

※ 記名被保険者が変更となる場合は、生年月日を確認させていただきます。

2. 安心更新サポート特約について **契約概要**

 「安心更新サポート」

「車両共済(保険)」では、一部のご契約を除き安心更新サポート特約が必ずセットされます。この特約では、ご契約の更新の際に、下記の通知締切日(満期日)までに取扱代理店(千里(ちさと))もしくは損保ジャパンまたはお客さまのいずれかから申し出がない限り、前年と同等条件*で自動的にご契約を更新します。

更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注) 一部対象外となるご契約があります。

※ 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

3. 解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

 「ご契約を解約される場合」

ご契約を解約する場合は、ただちに取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでご連絡ください。
解約日はお申出日以降となります*。普通保険約款・特約の規定にしたがい、保険料を返還するか、または未払込分をご請求することがあります。

※ ご契約の自動車を廃車した場合なども、解約日は廃車した日ではなくお申し出日以降となります。

【ご注意事項】

初回の保険料のお支払いが、補償開始日の属する月の3か月後27日となるため、保険料の未払込分を、解約日以降に口座引落しさせていただくことがあります。この場合において口座引落しが行えないときは、既経過期間(補償開始日から解約日まで)の保険料をお振り込みにてお支払いいただきます。

4. 重大事由による解除 注意喚起情報

☞「そのほかにご注意いただきたいこと」

次に該当する場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など

5. ご契約を中断する場合 注意喚起情報

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害、記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合は、ご契約者からの請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約や事故件数などに応じた所定の等級および事故有係数適用期間を適用することができます。

- (注1) 原則として、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)の翌日から13か月以内に取扱代理店または損保ジャパンにご請求がない場合は、「中断証明書」を発行することができますのでご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。
- (注2) 「中断証明書」の有効期限は、中断日の翌日[※]から起算して10年以内です。
※海外渡航の事由により「中断証明書」を発行している場合は、新たなご契約の記名被保険者の出国日の翌日となります。

3. 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましても、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

4. 事故が起こった場合 注意喚起情報

☞「事故が起こった場合」

保険金の請求を行うときには、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか所定の書類をご提出いただく場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」に記載の書類等をご確認ください。

5. 事故件数の数え方 注意喚起情報

☞「保険料の主な決定要素と払込方法・支払方法等」

継続前のご契約で事故があった場合は、次の事故内容と件数に応じて等級および事故有係数適用期間が決定されます。

- (注) 損保ジャパンが既にお支払いした保険金を全額回収した場合、あるいは、損保ジャパンが保険金をお支払いした後、ご契約者、被保険者または保険金請求権者が、その保険金の全額を損保ジャパンに返還した場合であっても、その事故は保険事故として取り扱いします。

■1等級ダウン事故

「1等級ダウン事故」となるのは次の①と②をともに満たす事故です。

①次の事故またはその組み合わせの事故であること。

車両保険事故[※]

+

②事故発生の原因が次のいずれかに該当する事故であること。

- 火災または爆発(飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突、もしくは接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)
- 盗難
- 騒じょうまたは労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、竜巻、洪水または高潮
- 落書・いたづらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為(次のいずれかに該当する損害を除きます。)
ア. ご契約の自動車の運行に起因して生じた損害
イ. ご契約の自動車と他の自動車(一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車を含みます。)との衝突または接触によって生じた損害
ウ. 被保険者の行為によって生じた損害
エ. ご契約の自動車を滅失、破壊または汚損する意図がなくなされた行為によって生じたことが明らかである損害
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 故障(故障運搬時車両損害特約の保険金のみを支払う場合に限り。)
- a～gのほか、偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突もしくは接触、またはご契約の自動車の転覆もしくは墜落を除きます。)

※リースカーの車両費用特約事故、車両新価特約事故、車両全損修理時特約事故、車両費用特約の修理費優先支払特約事故、全損時諸費用再取得時倍額特約事故および故障運搬時車両損害特約事故を含みます。

■ノーカウント事故

「ノーカウント事故」とは、事故の件数に数えない事故をいいます。お支払いする保険金が、次のいずれかの保険金のみ、またはこれらの組み合わせの事故をノーカウント事故として取り扱いします。

- ・ロードアシスタンス特約事故
- ・代車等諸費用特約(事故時30日型)事故
- ・地震・噴火・津波車両全損時一時金特約事故
- ・弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)事故
- ・弁護士費用特約(自動車事故限定型)事故
- ・個人賠償責任特約事故
- ・車両保険の応急処置費用、運搬費用、引取費用のみを支払う事故
- ・普通保険約款基本条項の無過失事故の特則の定めにより保険金を支払わなかったものとして取り扱う事故

■3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱いします。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等には、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返戻金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでお問い合わせください。

2. 個人情報の取扱いに関する事項 注意喚起情報

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①損保ジャパンが、当社業務のために、全国町村職員生活協同組合・業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社等については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法にもとづく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sompo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

●おかけ間違いにご注意ください。

「自動車共済」と「車両共済(保険)」は、別々に加入手続きが必要です。

「車両共済(保険)」のお見積りは

「車両共済(保険)」をご契約いただけるお車は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済契約車両です。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、別居の扶養されていないご親族が主に使用する自動車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両についてはお問い合わせください。

この自動車保険・見積依頼書(保険証券、車検証を含みます。)(にご記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズに合った自動車保険プランをご提案させていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報を株式会社 千里(ちさと)が損害保険代理店委託契約を締結している損保ジャパンに提供することにご同意のうえ、ご記入ください。

 携帯電話からが便利でスピーディです。 ①このパンフレットと携帯を持ってお車へ。 グローブボックスから車検証を取り出し ②右の2次元コードを読み込みアクセス。 あとは画面の指示に従うだけです。 	 FAXの場合は FAX 03-3519-7325(受付時間:24時間 年中無休) ●このパンフレット裏面の「車両共済(保険)」見積依頼書に、車検証をご覧のうえ、お車に関する項目(型式・車台番号等)を記入し、FAXしてください。 ●車検証のコピーと一緒にFAXいただくと、手続きがスムーズになります。
 パソコンからもどうぞ。 「千里 車両共済」と検索すると簡単にアクセスできます。 Q 千里 車両共済 検索 https://www.chisato-ag.co.jp/	 お電話の場合は 0120-731-087 (受付時間:祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

見積書のご確認は	- 取扱代理店 千里(ちさと)から見積書を送付しますので、内容をご確認ください。 - 見積書の内容変更や、お問い合わせ等は、取扱代理店 千里までご連絡ください。
契約のお申込み・補償の開始は	- ご契約は、取扱代理店 千里(ちさと)へフリーダイヤルでお申込みください。 0120-731-087 受付時間:祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時 - 補償開始は、電話でのお申込みの2日後以降となります。余裕をもってお申込みください。
補償開始後のお手続きは	- 保険料は、保険始期日から3か月後の27日に、ご指定口座から口座振替します。(分割払の場合は、以降毎月口座振替となります。) - 車両共済(保険)の保険期間は1年間です。満期月の2か月前に、満期案内をお送りします。更新を希望されない場合や、更新後の契約条件の変更をご希望の場合には、取扱代理店 千里(ちさと)までご連絡ください。

※「自動車共済」の詳しい内容および加入の手続きは、あなたの町のご担当者、または、組合の支部(町村会)におたずねください。

お見積のご請求・お申し込み・お問い合わせなど、下記までご連絡ください。

0120-731-087 FAX 03-3519-7325 お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。 他社移行の方は現在加入中の保険証券もご用意ください。 (受付時間:祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時) 見積依頼書をFAX・郵送または、右記の代理店ホームページからも見積依頼いただけます。	車両共済(保険)の 取扱代理店 (株)千里 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内 https://www.chisato-ag.co.jp/ 引受保険会社 損害保険ジャパン(株) おかけ間違いにご注意ください。
--	---

万一事故にあわれたら

1.まず、ご連絡を (1)事故が発生した場合には、まず被害者の救護と路上での危険防止の措置をとり、最寄の警察署へ届出をしてください。 (2)その後、事故発生の日時、場所および事故の概要について、損保ジャパンに直ちに連絡してください。なお、人身事故の場合には、警察署への届出にあたり人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。 事故サポートセンター 事故にあわれた際は右記までご連絡ください。	2.次の場合は事前に損保ジャパンにご相談ください。 (1)事故にあったお車を修理される場合 (2)被害者と示談される場合 損保ジャパンが承認をする前に、修理に着手された場合や被害者と示談された場合などは、車両共済(保険)金の一部または全部をお支払いできないことがあります。 事故にあわれた際のご連絡先 0120-256-110 おかけ間違いにご注意ください。
---	--

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでお問い合わせください。

★取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店(千里(ちさと))とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

★個人情報の取扱いについて 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、全国町村職員生活協同組合、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、以下のホームページに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店(千里(ちさと))または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■損害保険ジャパン株式会社 <https://www.sompo-japan.co.jp/> ■全国町村職員生活協同組合 <https://www.zcss.jp/>

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレットは、「車両共済(保険)」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」「重要事項等説明書」などをご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店(千里(ちさと))までお問い合わせください。

取扱代理店 **(株)千里**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32
全国町村会館西館内
TEL 0120-731-087
(受付時間:祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分から午後5時まで)

引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**
団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408
(受付時間:祝日、年末年始を除く月～金 午前9時から午後5時まで)

車両共済(保険) 見積依頼書

ちさと
株式会社 千里 行
FAX 03-3519-7325

お手元に車検証がある場合には、見積依頼書と併せてFAXください。また、送信の際は番号をよくご確認ください。

次の方がご加入できます。 全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方が加入できます。

ご契約いただけるお車

全国町村職員生活協同組合の自動車共済契約対象車両。ただし、改造車、型式不明車、二輪自動車、一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、別居の扶養されていない親族が主に使用する自動車は対象外とします。なお、キャンピングカー、福祉車両についてはお問い合わせください。

補償内容と保険料

車両共済(保険)の保険料は、お車によって異なります。
下記の見積依頼書にご記入のうえ、FAXで送信ください。お見積書および資料をお送りします。

見積書の送付先

組合員名	ふりがな	日中の連絡先	携帯 (勤務先) 自宅	()
お見積返信方法	FAX 郵送	FAX 返信先	(勤務先) 自宅	()
郵便送付先	〒			

お車に関する項目 ※車検証をご覧いただきながらご記入ください。

車名		型式	
登録番号		車台番号	
初度登録	年 月	お車の所有者氏名	
生協ご加入のお車の入替・増車	今回新たにご購入されたお車が、現在ご加入の車と入替もしくは増車の場合は、右記のいずれかに○をしてください。なお、お車を入替えた場合は、以前のお車の登録番号もご記入ください。	入替 (登録番号)	
		増車	
他社移行	(現在ご加入の保険会社名) (現在の等級) 等級 (事故有期間) 年 (事故の有無) あり なし (保険始期日) 年 月 日		

補償を受けられる方の範囲に関する項目

運転者年齢条件	全年齢補償 21歳以上補償 26歳以上補償 貨物車
---------	---------------------------

「ご本人、その配偶者およびこれらの方の同居のご親族」の中で、対象となる年齢未満の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。
なお、貨物自動車など自家用乗用車以外の車種は「年齢条件対象外」となります。

運転者限定	本人・配偶者限定 限定なし
-------	---------------

運転される方をご夫婦に限定することで、保険料が5%程度割引になります。なお、貨物自動車は限定なしとなります。

主にお車を運転される方の生年月日	(1) 昭和 (2) 平成 年 月 日生
------------------	----------------------

主にお車を運転される方の組合員との続柄	本人 配偶者 同居のご親族 別居の扶養親族※
---------------------	------------------------

(株)千里(ちさと)は、この見積依頼書にご記載の個人情報をもとに、お客さまの車両共済(保険)プランをご提案させていただきます。なお、同個人情報を(株)千里(ちさと)が損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン株式会社に提供することにご同意のうえ、この依頼書にご記入ください。

※扶養していない方は対象外です。

組合員の皆さまへ

車両共済(保険)へお見積を希望された場合は、その組合員の方に適用される等級を決定するために必要な自動車共済の無事故・事故歴データを(株)千里(ちさと)に提供しますので、あらかじめご了承ください。